

第16回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和3年10月27日

午前10時00分～午前10時47分

○ 出席委員

| | | | |
|-------|------|--------|--------|
| 塩沢 稔宏 | 新木 栄 | 元山 義久 | 上西 透 |
| 岡林 牧人 | 齋木 弥 | 吉田 真利子 | 鈴木 和幸 |
| 江上 真一 | 小林 武 | 八幡 健誠 | 渡邊 雄一郎 |

○ 欠席委員

○ 議 件

議案第58号 農地法3条の規定による許可申請について

議案第59号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長 只今より第16回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。日程1、議事録署名委員の指名については、9番渡邊委員さん、10番八幡委員さん、宜しくお願いいたします。日程2、会期の決定について、でございますが、本日1日限りで宜しいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、異議無し。という事で本日1日限りといたします。次日程3、諸般報告でございますが、本日全員出席となっております。日程4、会務報告でございますが、局長よりお願いいたします。

事 務 局 長 第15回農業委員会総会以降の会務についてご報告申し上げます。整理番号1番、9月27日、第15回農業委員会総会がここ委員会室で開催されており、委員12名事務局で出席しております。整理番号2番、10月12日に、農地パトロール第1ブロックで南弟子屈他で、第1ブロック委員さんと町、農協、事務局で実施しております。整理番号3番、10月18日、農地パトロール第2ブロックで奥春別他で、第2ブロック委員さんと町、農協、事務局で実施しております。整理番号4番、10月19日、農地パトロール第3ブロックで屈斜路他で、第3ブロック委員さんと町、農協、事務局で実施しております。整理番号5番、10月19日に、農用地利用調整会議が屈斜路研修センターで、第3ブロックの委員さんと事務局で実施しております。以上簡単ではございますが、会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、有難うございました。次日程5、報告第31号「令和3年度農地パトロール利用状況調査について」、まず第1ブロックの報告を2番元山委員お願いいたします。

元 山 委 員 2番元山です。第1ブロックの農地パトロールを10月12日に塩沢会長、鈴木委員、事務局2名、農林課、農協職員各1名と私の7人で行いました。江上委員は所用のため欠席しております。主だった確認事項として、原野、仁多地区については新規利用集積及び利用調整申出予定地の確認、南弟子屈地区については現況証明の確認を致しました。今回の農地パトロールでは、遊休農地は確認されませんでした。更に、地区全体の今後の農地利用状況についての協議、検討も行い終了致しました。以上、第1ブロックの報告といたしますのでよろしくお願い致します。

議 長 はい、有難うございます。次に第2ブロック、6番新木委員お願いいたします。

新 木 委 員 6番新木です。第2ブロックの農地パトロールを10月18日に小林委員、八幡委員、岡林委員、事務局2名、農林課、農協職員各1名と私の8名で行いました。農地につきましては適切に使用されており、今回の農地パトロールでは遊休農地は確認されませんでした。今後、事業による農地利用状況を確認する必要がある農地や、総会提案予定の、利用集積、利用調整申出の現地調査も併せて実施しております。更に、前回農振変更で議決しました、〇〇さんの農地について、今後5条転用申請を踏まえて、対象地に含まれている農地の状況等の協議を実施致しました。以上第2ブロックの報告といたします。

議 長 はい、有難うございました。次に、第3ブロック、11番上西委員お願いいたします。

上 西 委 員 11 番上西です。第 3 ブロックの農地パトロールを、10 月 19 日に齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と、農林課、農協の職員各 1 名、事務局 3 名の 9 名で実施いたしました。屈斜路地区では、農地の利用状況の確認をしたあと、町で実施しているブドウ事業に関する土地の精査。今後の提案予定である、〇〇氏の農地法 3 条の現地調査を実施しております。美留和地区においては、利用状況確認を要する農地の現況確認を致しました。その他農地については、適切に使用されていることを確認しました。以上第 3 ブロックの報告といたします。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、有難うございます。只今第 1 ブロック、第 2 ブロック、第 3 ブロックそれぞれ報告がなされました。質疑ありますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 はい。

議 長 それでは、報告第 31 号を報告済みといたします。次日程 6、「農用地等の利用状況調整結果について」、報告をお願いいたします。11 番上西委員お願ひいたします。

上 西 委 員 11 番上西です。報告第 32 号について、利用調整会議を、10 月 19 日、午後 1 時から屈斜路研修センターにおいて、齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。候補者の出席者につきましては、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏の 2 名です。事務局からの説明のあと、利用調整をおこないました。結果、2 人とも購入意思の確認は取れましたが、金額的な理由等により今回の調整は不調に終わっております。今後については、農地保有合理化事業による買入協議の申請を行う予定で準備を進めます。以上、簡単ではございますが、利用調整結果の報告といたしますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、有難うございます。報告第 32 号について何かございますか。よろしいでしょうか。

各 委 員 ありません。

議 長 はい、それでは、報告第 32 号を報告済みといたします。次日程 7、議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局説明お願ひいたします。

事 務 局 総会資料 6 頁をお開きください。議案第 58 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定による、農地等の権利設定および移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求め。令和 3 年 10 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は 2 件の申請があります。まず申請番号 1 番、権利種別は所有権移転。所在は字〇〇〇〇〇〇〇〇の計 1 筆。公簿、現況地目はどちらも畑。面積は〇〇〇〇㎡。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。申請事由については、譲渡人は譲受人の取得希望により譲渡する。譲受人は、事業実施に向け当該地を譲り受ける。契約の種類は売買。10 アールあたり約〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇円としてございます。申請地の位置図については、7 頁をご参照ください。続きまして申請番号 2 番。こちらの権利については、使用貸借となっております。所在は、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、ほか 11 筆の計 12 筆。公簿地目は畑、牧場。現況地目は畑および採草放牧地。面積は合計で〇〇〇〇㎡。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人

は、同住所の〇〇〇〇氏。申請事由については、貸付人は経営移譲のため、後継者に無償貸与する。借受人は、現経営者より経営地を無償で借り受ける。契約の種類は使用貸借。申請地の位置図については、8頁をご参照ください。申請番号1番及び2番の農地法第3条調査書につきましては、別添資料のとおりです。いずれも、問題なしと判断しております。以上、簡単ではございますが、議案第58号の説明といたします。ご審議の上ご決定たまわりますよう、よろしくお願いいたします。

議長 はい、有難うございました。ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。申請番号1番について、6番新木委員さんをお願いいたします。

新木委員 6番新木です。農地法第3条についての現地調査を、10月18日に八幡委員、岡林委員、小林委員、私と事務局で実施しております。本申請は〇〇〇〇さんの所有地であり、今まで本人が管理しておりましたが町外へ転出したため、この度〇〇〇〇さんが購入されて転入している状況であります。〇〇〇〇さんについては、農業経営は行わないものの、申請地を利用する計画があるため今回の申請に至っております。内容も全地を活用したものであり、農地管理上も問題ないと判断しております。
以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。

議長 はい、有難うございました。次申請番号2番については、2番元山委員さんをお願いいたします。

元山委員 2番元山です。農地法第3条についての現地調査を、10月12日に塩沢会長、鈴木委員、私と事務局で実施しております。江上委員は所用で欠席しております。
本申請は、〇〇〇〇で営農している〇〇〇〇さんが後継者の〇〇〇〇さんへ経営移譲したことによる申請となっております。申請地は弟子屈町における〇〇〇〇さんの耕作地全地であり適切に管理されており、経営計画においても適切であり問題ないと判断いたしました。
以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長 はい、有難うございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号1番2番について何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで議案第58号を決定させていただきます。次日程8、議案第59号「農業振興地域整備計画の変更について」日程9、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」一括にて事務局説明をお願いいたします。

事務局 総会資料9頁をお開き願います。議案第59号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び第2項に基づき、弟子屈町より意見を求められた下記のものについて意見を求める。令和3年10月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今回は1件の申請が上がっておりますので、ご説明させていただきます。
申請番号1番、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合

計〇〇〇〇㎡。事業主体は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏。計画内容、事業名称については農業用施設の整備であり、スタックサイロ置き場の造成、事業期間は許可日から令和3年12月31日までとなっております。所要面積、事業内容につきましては、スタックサイロ置き場が〇〇〇〇㎡、作業スペース〇〇〇〇㎡の計〇〇〇〇㎡。事業の必要性については、経営規模拡大の為に飼料の増産が必要となるため。また土地選定の理由については、現有施設に隣接し、効率的な営農が可能のため。としております。事業費につきましては、申請書と共に提出されている資金調達計画書によれば、スタックサイロ等については資材調達および整備につきましても自己で行うため、事業費はかからないものとなっております。なお土地の所有者は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。当該地の図面につきましては10頁、配置求積図につきましては11頁をそれぞれご参照願います。

以上の農業振興地域整備計画の変更については、農地法第5条の許可申請が併せてありましたので、引き続きご説明致します。

総会資料12頁をお開き願います。議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による、農地等の転用の為の権利設定の許可申請があった下記のものについて、意見を求める。令和3年10月27日提出。弟子屈町農業委員会会長。

議案第59号で説明いたしました申請番号1番についての申請となっております。12頁をご参照願います。

申請番号1番。権利の種類は使用貸借。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合計〇〇〇〇㎡。貸主は、弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主は弟子屈町字〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇氏となっております。農用地区域内の農地であり、転用の種類は永久転用。用途、目的はスタックサイロ置き場の造成。所要面積スタックサイロは、〇〇〇〇㎡、作業スペースは、〇〇〇〇㎡の計〇〇〇〇㎡。資金調達計画については、資金調達計画書によってスタックサイロ等については資材調達および整備につきましても自己で行うこととし、事業費はかからないものとなっております。

つづきまして、意見書案の説明に移らせていただきます。13頁をお開き願います。貸主、〇〇〇〇氏。事業主体借主は、〇〇〇〇氏。面積は〇〇〇〇㎡。判断理由について、申請地は弟子屈町役場から南西方向へ約〇キロメートルに位置する農振農用地区域内の農地である。現在、農用地区域からの用途変更の申請中である、としております。意見および理由につきましては、当申請は、経営規模拡大のための飼料の増産が必要となるため、農業施設整備スタックサイロ置き場の造成をするものである。既存の施設に隣接しており効率的な営農が可能なおお場所であり、当該事業実施の為に必要面積の転用でありやむおえないものと思われる。資力および信用も問題なしとしております。転用の妨げとなる権利を有する者の同意状況は、所有者および根抵当権者の同意を得ている状況でございます。その他内容につきましては、申請書添付書類等を確認し問題ないと判断しております。こちらは議決後に北海道農業会議に意見聴取をすることとなり、大きな変更がない限り、北海道へ申請するものとしたします。

以上簡単ではございますが、議案第60号の説明とさせていただきます。ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いたします

議 長 はい、有難うございました。事務局からの説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。3番岡林委員さんお願いたします。

岡 林 委 員 3番岡林です。整理番号1番の現地調査は、10月18日に新木委員、八幡委員、小林委員、私と事務局で実施しております。この申請は、経営規模拡大のための、飼料の増産が必要なためのスタックサイロの造成であり、現在ある施設にも隣接しており、効率的な営農が可能なおお場所であることから問題なしと判断しております。以上、現地調査の報告といたしますよろしくお願いたします。

議長 はい、有難うございました。それでは議案第 59 号について、ここで質疑を受けたいと思います。何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議長 次に議案第 60 号についてここで質疑を受けたいと思います。何かご質問ございますか。

各委員 異議なし。

議長 異議なし。ということで議案第 59 号、議案第 60 号を決定させていただきます。次日程 10、議案第 61 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局説明をお願いいたします。

事務局 それでは総会資料 14 頁をお開き願います。議案第 61 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求めます。令和 3 年 10 月 27 日提出。弟子屈町農業委員会会長。
今回 2 年の申請があります。整理番号 1 番は新規申請、2 番は継続となっております。整理番号 1 番の説明をいたします。
所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 2 筆、計 3 筆。公簿現況地目とも畑。面積の合計は、〇〇〇〇 m²。貸付人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。借賃は、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和 3 年 10 月 27 日から令和 9 年 1 月 31 日までの、約 5 年 3 ヶ月間となっております。図面につきましては、15 頁をご参照願います。
整理番号 2 番。所在、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、1 筆。公簿現況地目とも畑。面積は、〇〇〇〇 m²。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、普通畑。借賃は、〇〇〇〇円。期間につきましては、令和 3 年 10 月 27 日から令和 8 年 10 月 26 日までの、5 年間となっております。図面につきましては、16 頁をご参照願います。
最終頁に調査書がございます、いずれも問題なしとなっております。以上簡単ではございますが、議案第 61 号の説明といたしますので、ご審議の上、ご決定賜われますよう、よろしく願いいたします。

議長 はい、有難うございました。現地委員の報告ですが、整理番号 1 番につきましては、7 番鈴木委員さんお願いいたします。

鈴木委員 7 番鈴木です整理番号 1 番の現地調査を 10 月 12 日に、塩沢会長、元山委員、私と事務局で実施しております。江上委員は所用のため欠席しております。
整理番号 1 番については、〇〇〇〇さんの所有地で、新たに〇〇〇〇さんが利用することで調整をいたしました。今まで〇〇〇〇さんが適切に管理され利用しておりましたので、問題なしと判断しております。
以上、簡単ではございますが現地調査の報告といたします。

議長 はい、有難うございました。整理番号 2 番につきましては、継続ですので省略いたします。こ

ここで質疑を受けたいと思います。何かございますか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし。ということで議案第 61 号を決定とさせていただきます。次日 11 程、その他何かございますか。それでは本日、日程 1 から日程 11 まで全て決定いたしました。これにて第 16 回弟子屈町農業委員会総会を終了致します。お疲れ様でした。

午前 10 時 47 分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 渡 邊 雄一郎

議事録署名委員 八 幡 健 誠